

第39号議案

教育職員免許に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年12月17日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

来庁や対面を回避するなど府民の安心・安全の確保を図るとともに、府民の利便性向上を図る観点から、教員免許状授与証明書の発行について、現行の紙媒体、京都府収入証紙による申請手続きに加え、電子申請システムによるキャッシュレス化を先行実施することとなったため、教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行うものである。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

来庁や対面を回避するなど府民の安心・安全の確保を図るとともに、府民の利便性向上を図る観点から、教員免許状授与証明書の発行について、現行の紙媒体、京都府収入証紙による申請手続きに加え、電子申請システムによるキャッシュレス化を先行実施することとなったため。

※教員免許状授与証明書とは：教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会が、該当者への教員免許状を授与している旨の事実を公的に証明する文書

2 改正の内容

現在、教員免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府収入証紙をもって手数料（1件につき400円）を納付しなければならないが、新たに導入される電子申請システムを利用して申請する際に、申請者から入力されたクレジットカード番号などの情報に基づき、クレジットカード決済により手数料を納付することが可能となるよう所要の改正を行う。

現行	改正案
(免許状授与等の手数料) 第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加又は更新等を申請する者は、京都府教育委員会手数料条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）に規定する手数料の額を、免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）に規定する手数料の額を、それぞれ京都府収入証紙をもつて前納しなければならない。 (新設) 2 既納の手数料は、還付しない。	(免許状授与等の手数料) 第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加、更新等を申請する者は、京都府教育委員会手数料条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）に規定する手数料の額を 京都府収入証紙をもつて納付しなければならない。 2 免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）別表第2の65の項に掲げる手数料の額を京都府収入証紙をもつて納付しなければならない。ただし、京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条の2第1項の規定により納付する場合においては、この限りでない。 3 既納の手数料は、還付しない。

3 施行期日

令和4年1月4日

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 月 日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「追加又は」を「追加、」に改め、「、免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）に規定する手数料の額を、それぞれ」を削り、「前納しなければ」を「納付しなければ」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）別表第2の65の項に掲げる手数料の額を京都府収入証紙をもつて納付しなければならない。ただし、京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条の2第1項の規定により納付する場合においては、この限りでない。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）の一部改正 新旧対照表（案）

現 行	改正案	備 考
(免許状授与等の手数料) 第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加又は更新等を申請する者は、京都市教育委員会手数料条例施行規則（平成12年京都市規則第4号）に規定する手数料の額を、免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都市手数料徴収条例（平成12年京都市条例第1号）に規定する手数料の額を、それぞれ京都市収入証紙をもつて前納しなければならない。 (新設) 2 既納の手数料は、還付しない。	(免許状授与等の手数料) 第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加、更新等を申請する者は、京都市教育委員会手数料条例施行規則（平成12年京都市規則第4号）に規定する手数料の額を 京都市収入証紙をもつて納付しなければならない。 2 免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都市手数料徴収条例（平成12年京都市条例第1号）別表第2の65の項に掲げる手数料の額を京都市収入証紙をもつて納付しなければならない。ただし、京都市手数料徴収条例施行規則（平成12年京都市規則第3号）第3条の2第1項の規定により納付する場合には、この限りでない。 3 既納の手数料は、還付しない。	

(参考) 京都府手数料徴収条例施行規則 (平成12年京都府第3号) の一部改正 新旧対照表 (案)

現 行	改正案	備 考
(手数料の納付方法) 第3条 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に掲げる時期に納付するものとする。 (1) 条例別表第1の16の項に掲げる手数料 旅券の受領の時 (2) 次に掲げる手数料 知事が指定する日 ア 条例別表第2の63の6の2の項に掲げる手数料 イ 別表第2の76の項から79の項までに掲げる手数料 (3) 別表第2の208の17の項及び208の18の項に掲げる手数料 行政不服審査法等に基づく書面の写し等の交付事務の手数料等に関する規則 (平成28年京都府規則第6号) 第1条に規定する書面の提出の時 2 条例第3条第2項に規定する規則で定める手数料は、前項第2号イ及び別表第1の2の項から4の項までに掲げる手数料とする。 (新設) (新設) (新設)	(手数料の納付方法) 第3条 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に掲げる時期に納付するものとする。 (1) 条例別表第1の16の項に掲げる手数料 旅券の受領の時 (2) 次に掲げる手数料 知事が指定する日 ア 条例別表第2の63の6の2の項に掲げる手数料 イ 別表第2の76の項から79の項までに掲げる手数料 (3) 別表第2の208の17の項及び208の18の項に掲げる手数料 行政不服審査法等に基づく書面の写し等の交付事務の手数料等に関する規則 (平成28年京都府規則第6号) 第1条に規定する書面の提出の時 2 条例第3条第2項に規定する規則で定める手数料は、次に掲げる手数料とする。 (1) 前項第2号イに掲げる手数料 (2) 別表第1の2の項から4の項までに掲げる手数料 (3) その他次条の規定により納付される手数料	
○京都府手数料徴収条例 (平成12年京都府条例第1号) (手数料の納付等) 第3条 手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。 2 手数料のうち規則で定めるものは、現金で納付しなければならない。 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、法令に特別の定めがある場合においては、この限りでない。		

現 行	改正案	備 考
(新設)	(電子申請による場合の手数料の納付方法の特例) 第3条の2 電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織等において行う同法第3条第8号に規定する申請等及び京都市府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年京都市府条例第19号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行った者が当該電子申請に係る条例別表第1文は条例別表第2に掲げる手数料を納付すべきときとの当該手数料の納付については、申請の際に納付する方法に代えて、当該電子申請により得られた納付情報により納付する方法をもつてすることができる。 2 前条第1項各号に掲げる手数料に対する前項の規定の適用については、「申請の際」とあるのは、「前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する時期」とする。	条例別表第2の65の手数料1件につき、<u>400円</u>
(新設)	○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号） （電子情報処理組織による申請等） 第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うこととその他の方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。 2～6 略 ○京都市府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 （電子情報処理組織による申請等） 第3条 府の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定に基づき書面等により行うこととしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（府の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 2～4 略	

関係法令(抜粋)

○教育職員免許に関する規則

(免許状授与等の手数料)

第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加又は更新等を申請する者は、京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）に規定する手数料の額を、免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）に規定する手数料の額を、それぞれ京都府収入証紙をもって前納しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

○京都府手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第2条 地方自治法第228条第1項に規定する標準事務に係る事務のうち政令で定めるもので別表第1の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

2 別表第2の左欄に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

別表第2（第2条、第5条関係）

65 証明の事務（別に定めるものを除く。） 1件につき 400円

(手数料の納付等)

第3条 手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。

2 手数料は、規則で定めるものは、現金で納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、法令に特別の定めがある場合においては、この限りでない。

○京都府手数料徴収条例施行規則

(手数料の納付方法)

第3条 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に掲げる時期に納付するものとする。

(1) 条例別表第1の16の項に掲げる手数料 旅券の受領の時

(2) 次に掲げる手数料 知事が指定する日

ア 条例別表第2の63の6の2の項に掲げる手数料

イ 別表第2の76の項から79の項までに掲げる手数料

(3) 別表第2の208の17の項及び208の18の項に掲げる手数料 行政不服審査法等に基づく書面の写し等の交付事務の手数料等に関する規則（平成28年京都府規則第6号）第1項に規定する書面の提出の時

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める手数料は、前項第2号イ及び別表第1の2の項から4の項までに掲げる手数料とする。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

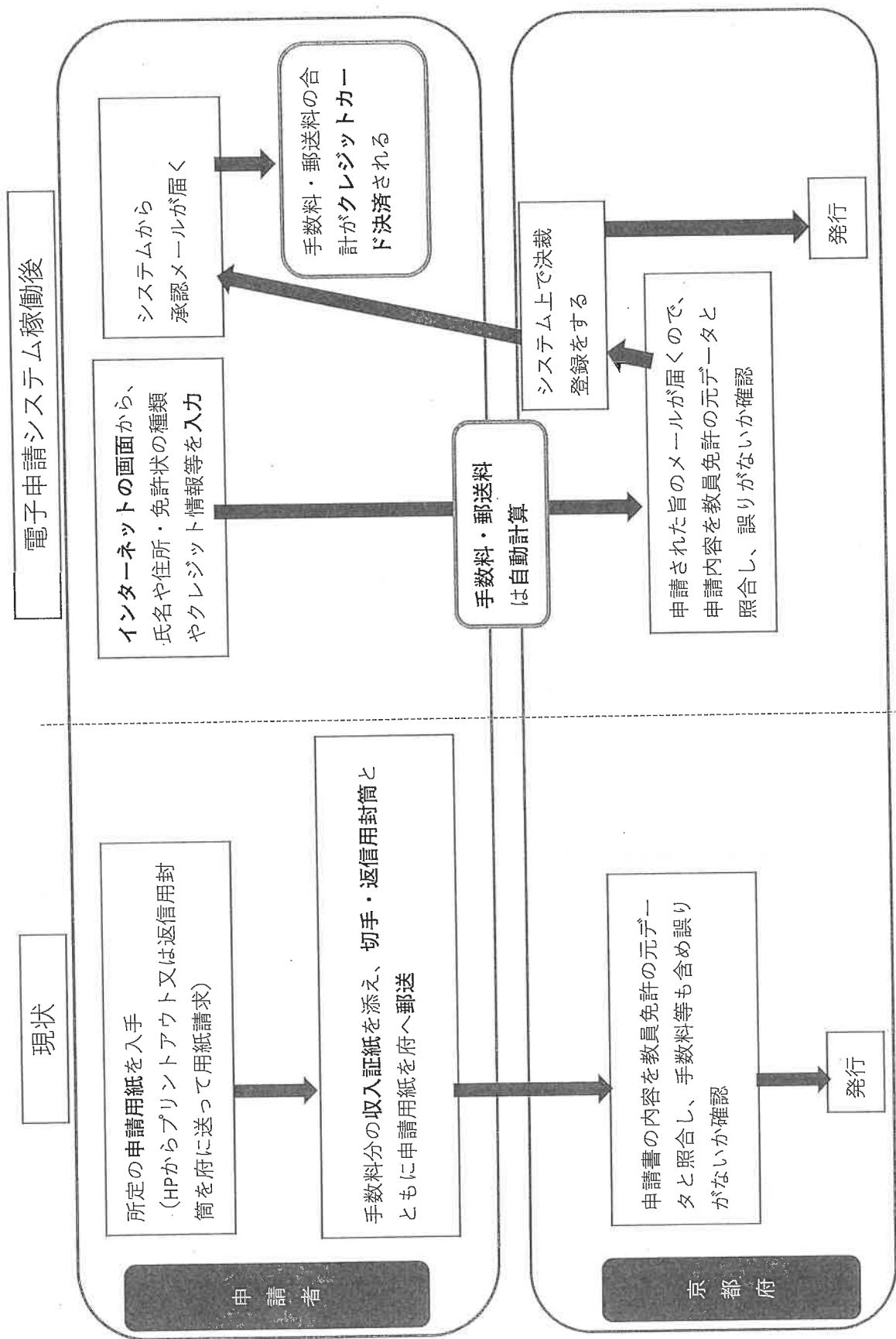
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

○京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 府の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定に基づき書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(府の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の府の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該府の機関等に到達したものとみなす。
 - 4 第1項の場合において、府の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定に基づき署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする装置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

	52,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
63の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成27年国土交通省令第5号)に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の事務で規則で定めるもの	1件につき1,216,860円を超えない範囲内において規則で定める額
63の10 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく土地使用権等の取得に係る裁定の申請に対する審査等の事務で規則で定めるもの	1件につき360,100円を超えない範囲内において規則で定める額
64 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付等の事務で規則で定めるもの	1件につき4,080円を超えない範囲内において規則で定める額
64の2 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)に基づく小型漁船の総トン数の測度の事務で規則で定めるもの	1隻につき37,740円を超えない範囲内において規則で定める額
64の3 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の15第1項の規定による宅地建物取引士証の再交付	1件につき 4,500円
65 証明の事務(別に定めるものを除く。)	1件につき 400円
66 公簿又は公文書の謄本又は抄本の交付(別に定めるものを除く。)	1枚につき 400円
67 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における分析の事務で規則で定めるもの	1件につき43,860円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき3,570円を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき10,200円に1成分増すごとに2,040円及び1枚を超えて1枚増すごとに300円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき10元素までごとに2,140円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
68 中小企業の振興発達を図ることを目的とする地方機関における材料試験の事務で規則で定めるもの	1件につき5,100円を超えない範囲内において規則で定める額、1枚につき3,570円を超えない範囲内において規則で定める額、1件につき24時間までごとに3,570円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき9,180円に1枚を超えて1枚増すごとに300円及び1視野を超えて1視野増すごとに1,220円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
69 中小企業の振興発達を図ることを目	1件につき3,570円を超えない範囲内において規則

授与証明書申請の流れ比較



教育職員免許状授与証明書

発行番号	No	発行日付
------	----	------

京都府収入証紙

を貼ってください。

本籍地
氏名
生年月日

教育職員免許状授与証明書交付申請書

年 月 日

京都府教育委員会 様

現住所
電話番号
氏名

私は、次のとおり免許状授与証明書の交付を申請します。

氏名(フリガナ)	本籍地	都道府県
生年月日	年 月 日	
免許状の種類		
教科又は特別支援教育領域		
免許状授与の根拠規定	教育職員免許法第 条(別表第)	
免許状授与年月	年 月 日	
免許状番号	第 号	
追加した特別支援教育領域及び追加年月日	追加した特別支援教育領域	追加年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
※特別支援学校教諭免許状の場合	係	原簿照会

注 1 「氏名(フリガナ)」及び「本籍地」の欄は、免許状の授与時の氏名(フリガナ)及び本籍地を記載すること。
ただし、免許状の番換を行った場合は、番換後の氏名(フリガナ)及び本籍地を記載してください。
2 「係」及び「原簿照会」欄は記載しないください。

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類	***		
教科、事項又は領域	***		

免許状番号	***		
授与年月日			
授与権者			
根拠規定		領域名	追加年月日
追加した領域及び追加年月日	***		***
	***		***
	***		***
	***		***
有効期間の満了日			
備考	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条に規定する者については、「有効期間の満了日」を「修了確認期限」と読み替えるものとする。		

令和 年 月 日

京 都 府 教 育 委 員 会

